

台風 19 号の被災に伴う建築確認等の手数料の全額免除について

令和元年 10 月 12 日に発生した台風 19 号により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

長野県建築住宅センターでは、台風 19 号により被災した建物の建て替え等に係る建築確認等の手数料を全額免除いたします。

1 免除を受けられる方

「罹災証明書」で半壊以上及び床上浸水の被害を受けた方

※申請の際には「罹災証明書」の提示または写しの提出をお願いいたします。

2 対象となる建築物

建築基準法第 6 条の 4 に定める確認の特例の対象となる木造住宅や小規模な農業用倉庫など

3 免除する手数料

建築確認審査、完了検査の手数料

4 開始日

災害発生日（令和元年 10 月 12 日）より

5 終了日

令和 3 年 10 月 12 日

詳しい内容については長野県建築住宅センター確認検査部へお問い合わせください。

確認検査部：026-219-1061（直通）